

第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 子どもが読書の楽しさを感じ、読書活動に親しめるよう啓発・情報提供に努めます。
- ★2 保護者が子どもと一緒に読書に親しみ、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう支援に努めます。

(1) 家庭の役割

家庭は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむための読書習慣は日常の生活をととして形成されます。

特に乳幼児期は、周りの大人と接することによって言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

そのためにも、家庭においては、乳幼児期から読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに大きな影響を与えることから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、保護者と子どもで本に親しみ読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて保護者と子どもで感じたり考えたりしたことを伝え合うことで会話が増えることは、保護者と子どもの関係を一層深める契機となります。

京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の習慣化につながるよう、また選書の参考となるよう、保護者の意見を反映した乳幼児向け図書リスト「どれにしようかな」を作成し、ホームページやリーフレット等により、情報提供をしてきました。今後さらに、子どもからの意見を反映した図書リストを作成し、家庭における選書の参考になる情報や、本について話すきっかけづくりにつながるような活用例を紹介するとともに、家庭において本に親しむ時間が増えるよう、PTA や家庭教育に係る研修会などの場において啓発や情報提供に努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの発達是多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案しながら、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもの読書意欲を高めるための取組例としては、乳幼児期からの読み聞かせや子どもと一緒に本を読むこと（家読（うちどく））、図書館・書店に子どもと出向くこと、紙媒体や電子媒体などを柔軟

に選択できる環境整備に努めるなどがあり、様々な工夫をしながら、子どもがまずは本に親しむきっかけをつくることが望まれます。

市町村で行われている取組例としては、読み聞かせ会やお話し会など本に親しむ活動等を通じて家族が触れ合う機会の提供や、市町村立図書館等や保健・福祉関係機関等と連携・協力して行うブックスタート（※ 9）の取組などがあります。

また、読書活動の充実のためには、PTA 等の協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。これまでから PTA で行われている取組例としては、学年で 1 冊の本を各家庭へ順番に貸し出すこと、学校の教室を使った昼休みの「おはなし会」、給食時間の読み聞かせの放送などがあります。

京都府では、家庭において子どもや保護者自身が読書に親しむことができるよう、学校・図書館・民間団体等が実施している推薦図書を紹介したり、市町村が実施する読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の情報を提供したりなど、子どもの読書意欲や保護者の参加を喚起するような情報提供に努めます。また、子育て中の保護者に対しては、読書の大切さを実感し読書の習慣化につながるよう、本とのふれあい方などを紹介した家庭教育資料を作成・配付し、その中で、子どもが読書活動に親しめる体験の場や好事例等の紹介などの情報提供をするなど、幼稚園・保育所・認定こども園、市町村福祉部局、市町村立図書館等と連携して、子どもが主体的に読書活動に親しむための取組に努めます。

さらに、保護者を含めた社会全体の読書活動を推進する機運を高めるため、PTA 等を対象とした読書活動に関する講座の開催、府立図書館のホームページ等をとおした市町村立図書館等の取組等の情報提供に努めます。

イ 学校・地域との連携

子どもは、絵本等を見ながら身近な大人や友だちと語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。

家庭での読書習慣を身に付けるためにも、保護者のみならず子どもと関わる周囲の大人がまずは本に親しみ、読書に関する地域や学校等の取組に関心をもち積極的に参加することが望まれます。

京都府では、子どもの読書活動啓発に関わる情報がより広く保護者を含めた地域の大人にも伝わるよう、広報活動をより一層充実させるとともに、家庭教育支援の一環として地域のボランティアや NPO などが実施する活動を支援するなど、家庭への読書活動の啓発に努めます。



2 学校等における読書活動の推進

<努力目標>

* 司書教諭や学校司書等とは、司書教諭や学校司書、図書館担当教職員をいう。

- ★1 読み聞かせや本の紹介など読書の楽しさを伝える取組を行い、また掲示物や探究的な学習に使用できる図書を含め、子どもの意見を反映した蔵書の充実を図り、発達段階に応じた魅力ある学校図書館づくりを目指します。
- ★2 学校独自の読書推進計画の策定を目指します。
- ★3 学校図書館の毎日の開館を目指し、読書機会と心の居場所の保障を目指します。
- ★4 児童生徒に、望ましい読書習慣が形成されるよう、司書教諭や学校司書等を中心に、全教職員で読書指導や、読書活動の推進に関する校内研修の実施を目指すとともに、優秀な事例の広報に努めます。
- ★5 様々な授業で学校図書館を活用し、「ことばの力」の育成に取り組む優秀な事例の広報に努めます。
- ★6 電子書籍を含め、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。
- ★7 特別支援学校においては、一人一人の発達の段階や障害の状況に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める優秀な事例の広報に努めます。

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境をつくることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。

また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。

特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「読書に親しむこと」、「読書が自分の考えを広げたり深めたりすることに気付くこと」、「読書の意義と効用について理解すること」などが、小・中学校の指導事項として、高等学校では指導上の配慮事項として示されており、「読み聞かせ」や「事典や図鑑などから情報を得て」「文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること」なども教育活動の中

で取り扱う内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、学校等における読書活動の推進に努め、小学校入学前から小・中・高等学校までを通じた学力の基盤となる「ことばの力」の育成に向けて、優秀な事例の広報に努めます。



【高等学校における探究的な学習の様子】



【小学生による本のポップ作品】

イ 幼稚園・保育所・認定こども園における取組

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の一つに「言葉による伝え合い」を挙げています。そこで「(前略) 絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け (以下略)」と示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が身近な大人への愛着を基盤として安心して絵本等に親しむことができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対してことばと出会うことや絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ること、幼稚園・保育所・認定こども園での取組を子どもの姿をとおして保護者と共有すること、幼稚園・保育所・認定こども園で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携することもあり、創意工夫をすることが大切です。

幼稚園・保育所・認定こども園での読書活動の推進の取組例として、絵本や物語などは発達段階に応じた内容のものが、より一層乳幼児の興味・関心を高めることから、それらの選定をボランティア

や市町村立図書館等と連携・協力して行うこと、人形劇、パネルシアター（※ 10）、しかけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行うことがあります。

他に、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行うこと、児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、幼稚園等に出向いて読み聞かせを行うことなどがあります。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要であることを踏まえ、教職員が連携の重要性を認識できるよう、好事例の広報に努めます。



【幼稚園での読み聞かせの様子】

ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさや読書活動の意義と重要性について、全ての教職員が深く自覚することが必要です。教職員があらゆる機会を通じて読書の大切さを伝え、児童生徒が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、望ましい読書習慣が形成されることが期待されます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、国語科に限らず全ての教科等において本を読むこと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を充実させたりすることが重要です。そのために授業において学校図書館を活用するとともに、探究的な学習に必要な蔵書の確保が求められます。

そのような取組を進めるために、校長のリーダーシップの下、学校としての読書活動推進計画を定めた上で校内研修を実施して共通認識を図り、読書活動を組織的に推進することが必要です。小・中・高等学校で行われている取組例として、全校や学年での朗読大会や読み聞かせ（小学校高学年から低学年へ、中学生から幼児へ行う読み聞かせ等）、課題図書やテーマを決めて行う読書会や読書体験発表会、年間目標読書冊数の設定や卒業までに一定量の読書を推奨する取組、友人同士で本を薦め合ったり、読書への興味・関心を喚起したりする、ブックトーク（※ 11）、アニメーション（※ 12）やビブリオバトル（※ 13）等があります。

また、児童生徒による選書（※ 14）や、委員会や係が行う読書週間や読書デーなど子どもの視点に立った主体的な取組もあります。他に、司書の訪問によるブックトーク、教職員向けの研修会の実施等、市町村立図書館等との連携により学校図書館機能の充実を図ることなどがあります。

京都府では、優秀な事例を広報しながら全ての学校で読書活動推進計画が策定されること、全ての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施、司書教諭や学校司書等を中心とした計画的な読書活動が行われることなどを引き続き目指します。

さらに、府立図書館における学校支援セット貸出の充実や調べ学習の受入等の学校支援の取組が、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成につながるように、事例の共有などをとおして連携を図ります。



【選書会の様子】

エ 特別支援学校における取組

読書バリアフリー法の成立を受け、特別支援学校では、多様な子どもたちが障害や発達状況に関わらず、豊かな読書活動を進められるよう選書や環境の工夫等について、研究や優秀な事例の広報等に努める必要があります。

特別支援学校で行われている取組例として、ことばや文章、本に積極的に接し、読み、書き、表現する力を高めるために、作文、標語等の各種コンクール等への応募、子どもの発達や興味・関心



【大型絵本の読み聞かせの様子】

に合わせた読書活動の積極的な授業への導入、学部間での読書交流（高等部生徒による小学部児童等への読み聞かせ）、昼休みの時間帯における地域の読書ボランティアの読み聞かせ等を実施しています。1人1台端末を活用したデジタル図書や読書に関する発表等、ICTの効果的な活用事例があります。また、将来の社会生活に役立てるために、体験学習として、市町村立図書館等の利用（蔵書の確認や貸出の手続き）や、市町村立図書館等や府立高等学校図書館の司書によるブックトークについて、積極的に活用しています。

京都府では、障害の状況や興味・関心等、子どもの視点に立った読書活動の推進に向けて、人形劇、しかけ絵本、紙芝居、ICTを活用した読み聞かせや発表等、物語への興味・関心を喚起する効果的な実践事例の共有や、点字本や拡大本、デージー図書、デジタル図書等読書活動を支援する資料の一層の充実を図るとともに、学校独自の読書推進計画の策定をととして学校図書館の利活用や、地域社会と連携協働した読書活動等を教育課程に明確に位置付け、計画的な読書活動を行っていきます。また、府立図書館によるデージー図書や学校支援セット等の多様な教材の貸出、効果的な連携事例の広報を通じて、子どもの状況に応じた読書活動が推進されるよう支援します。



【学部間での読書交流の様子】



【ICT 活用の様子】



【ペープサートの様子】



【読み聞かせの様子】

オ 教職員の推進体制

読書の意義を教職員が深く自覚し指導に活かしていくには、各学校で校内研修を実施し、司書教諭や国語科教員のみならず、全教職員間で共通理解を図る必要があります。学校図書館を円滑に運営していくには、司書教諭や学校司書、学校ボランティア等の役割分担を明確にしながら、組織的・計画的な学校図書館活用が図られることが重要です。司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善も望まれます。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動と連

携した支援体制の構築も有効であると考えられます。

京都府では、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、学校図書館担当教員の業務を支援するために「学校図書館運営チェックリスト」をホームページに掲載するなど、今後も学校図書館運営を支援する資料及び優秀な事例の広報に努めます。

(2) 学校図書館の役割と取組

ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられていますが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待されます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要です。

学校図書館で行われている取組例として、図書の貸出を活発にするために読んだ本の履歴を記録する「読書通帳」の発行や「本の福袋」の貸出、委員会による栞やブックカバーづくりなどがあります。それ以外にも読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング（※ 15）等を行うなど、アイデアのある取組の実施は学校図書館の来館児童生徒数や貸出冊数を増やすには有効です。また、調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように、机の配置を工夫したりすること、インターネットを利用した検索・情報の収集や本や資料を活用して学校図書館で調べ学習を行うことなどの取組もあります。

こうした学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めることが大切です。

学校司書が行っている具体的な取組例として、学校図書館利用のオリエンテーションの実施、プレゼンテーションソフトを利用し大型スクリーンに映し出す全校での読み聞かせ、親子手作り絵本教室、配架を工夫したおすすめ本の紹介、児童生徒へのレファレンス（※ 16）などがあります。

なお、京都府における学校司書の配置状況は、文部科学省「令和 5 年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」によると、府内小学校 70%、中学校 70%、高等学校 97%、特別支援学校では小学部 13%、中学部 14%、高等部 17%と、少しずつ配置が進んでいます。京都府では、今後さらに学校司書の配置が進むよう市町村に働きかけます。

また、文部科学省「子供の読書活動優秀実践校」の受賞校の実践などホームページ掲載の内容充実を図り、優れた取組の広報にも努めます。

イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の



【本の紹介コーナー】

知的活動を促し、興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が重要です。

各市町村では、小・中学校及び義務教育学校の「学校図書館図書標準」(※ 17) が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、学校図書館図書標準を達成している府内の学校は、小学校で 55% (全国平均 71%)、中学校で 37% (全国平均 61%)、特別支援学校小学部で 18% (全国平均 15%)、中学部で 18% (全国平均 3%) です (令和 2 年度文部科学省調査)。

統計データが古いなど資料としての価値が低い図書資料は廃棄し、児童生徒のニーズも踏まえながら、計画的な選書により図書を更新する、学校図書館のレイアウトも工夫するなどして、子どもの視点に立った魅力ある図書館づくりを進めることが大切です。

京都府では、ホームページにおいて、図書の廃棄基準等の情報を掲載していますが、更に具体的な廃棄と更新の方法等についての情報を発信していきます。

また、「第 6 次『学校図書館図書整備等 5 か年計画』」(令和 4 年度～令和 8 年度)において、学校図書館への新聞の複数紙配備を、公立小学校等 1 校あたり 2 紙、公立中学校等 1 校あたり 3 紙、公立高等学校等 1 校あたり 5 紙が目安として示されています。図書資料として複数の新聞を配備している学校は、小学校で 22%、中学校で 35%、高等学校で 92% という状況です (令和 6 年度京都府教育課程編成及び実施状況調査・令和 6 年度京都府高等学校学校図書館の現状に関する調査)。学校図書館への新聞配備を含め、図書資料のより一層の質的・量的な充実が図られるとともに、高等学校においては特に探究的な学習に利活用できる図書資料など引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。

さらに、府立図書館の学校支援セット貸出や機関貸出を有効に活用することにより、学校図書館機能の一層の充実が図られるように支援します。



【小学校の図書室前の新聞コーナー】

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすため、学校図書館の DX (※ 18) は重要な課題です。

学校図書館の蔵書のデータベース化 (※ 19) は、他校の学校図書館や地域の図書館の図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等につながります。

また、GIGA スクール構想によって、1 人 1 台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められたことを背景に、学校図書館を含む学校内のどこにあって、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が充実しました。これにより、児童生徒の探究的な学習がより効果的に行われることが期待されます。

さらに、近年、電子書籍を導入している公立図書館



【カウンター業務を行う中学生】

も増えてきており、読書の方法は、実際に本を読むだけでなく、端末など ICT 機器を利用したものなど、多様化しています。日本語を母語としない児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が読書を楽しむためにも、ICT 機器の利点を活かして、積極的に活用することもこれからは重要となります。

学校図書館における「デジタル社会に対応した読書環境の整備」とは、決してデジタルに移行することを指すものではありません。デジタルの良さを取り込み、学校図書館の機能を高めていくことを指します。

京都府では、先進的な学校や市町村立図書館等の取組を紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で、学校における「知の拠点」となるよう情報提供等、支援に努めます。

エ 学校図書館の開館

学校図書館の積極的な活用のためには、教科の学習等で効果的に学校図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、中間休み・昼休み・放課後を中心に、毎日学校図書館が開館されることが大切です。そのために、学校司書の配置やボランティアとの一層の連携、児童生徒の委員会活動を充実することが重要です。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、長期休業期間中等においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望まれます。

京都府では、地域やボランティアの協力の下、取り組まれている学校図書館の運営や環境づくりの優秀な事例について広報に努めます。



【中間休みに学校図書館を利用する児童】

オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習や、児童生徒の多様な学習を効果的に展開するために余裕教室等を活用する可能性も考えられます。

京都府では、校内における読書スペースやコーナー、余裕教室を活用した自習室の設置例等を紹介するとともに、読書センター、学習センター、情報センターの機能の充実につながる情報提供に努めます。

3 地域社会における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 図書館等においては、全ての子どもや保護者が読書に親しめるよう、子どもの希望を踏まえた取組やデジタル社会等に対応したサービスの提供など、読書環境の充実に努めます。
- ★2 府立図書館においては、子どもの読書活動の推進のため市町村立図書館等や学校が行う取組の支援及び電子書籍などの利用促進にも努めます。
- ★3 市町村と連携して、子どもの読書活動を支援する団体等が行う読書に親しむための活動への支援に努めます。

(1) 図書館等の役割と取組

ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、急激に変化する時代において障害や日本語を母語としない子ども等の多様な背景をもつ子どもたち、また貧困等の多様な家庭環境があることに配慮しつつ、全ての子どもが豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得るなどの読書活動の恩恵を受けることができる場所です。また、子どもたちが立ち寄りやすく心地よい場所として、本に触れるきっかけが生まれる場所でもあり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

さらに、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、一定の地域を巡回し、貸出し業務を行う移動図書館の取組を行っている市町村立図書館もあります。児童室や児童コーナーをはじめ、YA（ヤングアダルト）（※20）向けコーナーを設けている市町村立図書館等も増えており、子どもが利用しやすい環境づくりが進んでいます。

また、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供や施設のバリアフリー化、障害のある子どもやその保護者に対する読書環境の充実などの読書バリアフリーに向けた取組、日本語を母語としない子ども・保護者へのサービスの充実、幅広く読書のきっかけをつくるための講座や展示会、体験活動等の実施など、市町村の実情に応じて、全ての子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が実施されています。

京都府では、学年が進むにつれ家庭で読書をする割合が低下していることから、ブックスタート、読み聞かせやストーリーテリング（おはなし会）の好事例や取組をSNS等も活用して紹介するとともに、府立図書館による貸出文庫（※21）や機関貸出し等を通して読書サービスの推進を図り、市町村立図書館等の利用が進むよう引き続き支援します。



【役場内にある図書館の出張スペース】

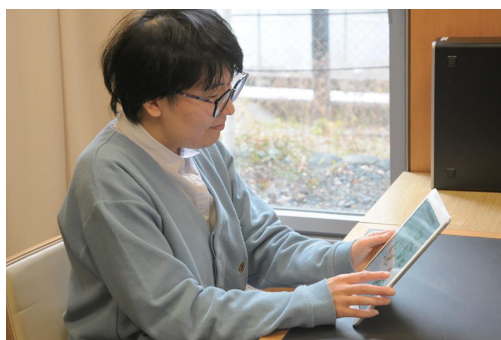
イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館には、府内の図書館サービスの中核的図書館として、図書館資料・情報の総合的な活用を図り、府全体の図書館サービスの充実を目指すという重要な役割があります。

このため、市町村立図書館等と連携して府内全域に均質な図書館サービスを提供すること、子どもの読書活動の推進を図る市町村立図書館等や学校の取組を支援することが求められています。



【府立図書館】



【電子書籍・オーディオブックサービス】

そのため、府立図書館と市町村立図書館等の蔵書を一括で検索でき、連絡協力車により府内全市町村を巡回して図書を運搬する京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）を活用した学校支援セット貸出や機関貸出の利用促進、市町村立図書館等及び参加大学図書館等との相互貸借の推進、市町村立図書館等や学校への貸出文庫を活用した一括貸出し、タブレット端末やスマートフォンなどで利用することができる電子書籍・オーディオブックの提供など、図書館サービスの一層の充実を図ります。また、府内の小・中学生と高校生を対象に府立図書館の電子書籍・オーディオブックを閲覧できる専用IDを学校から配付する「子どもの読書活動応援事業」に参加する学校の拡大を図ります。

併せて、府立図書館では、市町村立図書館等の職員を対象とした研修の実施やレファレンス等の相談に応じるなど、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組の支援に努めます。

さらに、府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習等や施設見学の受入れを積極的に行うことにより、子どもの読書活動が推進されるよう支援に努めます。

京都府では、府立図書館を通して、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するよう努めます。

(2) 民間団体等の役割

子どもの読書活動を推進する民間団体・企業には、それぞれがもつ強みを生かしつつ市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。特に、子どもの読書活動を行うNPOや地域のボランティアグループ、地域住民の民間団体等は、読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

京都府では、市町村で実施されている「地域学校協働活動」等を通して、幅広い地域住民による活動（読み聞かせ・おはなし会・学校図書館における貸出し・環境整備等の運営補助等）の場が積極的に提供されるよう支援するとともに、地域における子どもの読書活動推進に向けた情報提供などを、SNSや研修会の場等を通じて行っていきます。

また、府立図書館においては、京都府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体や京都府教育委員会認定フリースクールへの図書の貸出し、「教育支援センター」「適応指導教室」

に通所する児童生徒へ市町村立図書館等と連携して図書の貸出しを行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に努めます。



【地域のボランティアグループの活動】

4 効果的な読書活動の推進

<努力目標>

市町村と連携して、次のことについて努めます。

★1 全ての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

★2 全ての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭・学校・地域社会が一体となって、社会全体で取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

市町村では、妊娠期や子どもの発達段階に応じた健康診断等において絵本の選び方や読み聞かせなど読書活動に関する内容を取り入れたり、市町村立図書館等が学校図書資料の貸出しや職員の派遣を行ったりするなど、連携した取組が行われています。

各教育局では、子どもの読書活動推進事業として、司書教諭や学校司書等を中心とした実践交流会、読書活動推進会議、PTA 指導者研修会、図書館の見学等の研修会、「読書大好き！アクションプラン」、おすすめ本の紹介等、多彩な取組を行っています。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修会等を通じて関係機関・団体相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会（※ 22）と連携し、子どもが図書館等をより利用しやすくなるような環境づくりを行います。さらに、学校等でより積極的にボランティアとの連携が図られるよう、学校と図書館とのより一層の連携、また、地域学校協働活動の推進による学校と地域住民との連携に努めます。

(2) 啓発・広報の推進

ア 啓発・情報提供

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の情報に接し活用できるようにすることが大切です。

市町村で行われている取組例としては、テーマに沿ったブックリストの作成・紹介、学校や図書館等におけるボランティアとの連携による読み聞かせや大人の朗読会・本の修理等があります。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、様々な機会を活用して子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進めます。さらに、全ての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることをねらいとして、毎年 4 月 23 日を「子ども読書の日」と定め、文部科学省による「子どもの読書活動優秀実践校」表彰等が行われるほか、各地で子どもと読書に関する催しが行われています。

また、府内市町村では、「子ども読書の日」記念行事として、お薦め本の展示やリストの作成・配付、おはなし会等が実施されているなど、子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組が実施されています。

京都府では「子ども読書の日」に関連した取組が全ての市町村で実施されるよう、SNS 等を通じた積極的な啓発・広報活動に努めます。

ウ「古典の日」を中心とした取組の推進

平成 24 年 9 月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

令和 5 年 3 月の文化庁京都移転に伴い、改めて京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切にし、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるよう「古典の日」（※ 23）の取組の推進に努めています。

高等学校では「古典の日」に関連した取組として、古典の和綴じ本の展示、和文化体験コーナーの設置やワークショップ実施、文学史跡巡りなどが行われています。また、「子ども読書本のしおりコンテスト」の表彰式において「古典の日」に関連した取組を行っています。

京都府では、今後も古典に親しみ、次世代につなげていく取組を推進していきます。



【高等学校 古典の授業での様子】

（3）推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力していく必要があります。

京都府では、これまで関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置してきました。第五次推進計画の推進においても、継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取を進めます。

